

---

令和6年 第5回(定例)日南町議会会議録(第4日)

令和6年9月26日(木曜日)

---

議事日程(第4号)

令和6年9月26日 午前9時開議

- 日程第1 議案第68号 日南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第69号 日南町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第3 議案第85号 令和6年度日南町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第4 議案第75号 令和5年度日南町一般会計決算認定について
- 日程第5 議案第76号 令和5年度日南町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第6 議案第77号 令和5年度日南町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第7 議案第78号 令和5年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定について
- 日程第8 議案第79号 令和5年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第9 議案第80号 令和5年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定について
- 日程第10 議案第81号 令和5年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計決算認定について
- 日程第11 議案第82号 令和5年度日南町簡易水道事業会計決算認定について
- 日程第12 議案第83号 令和5年度日南町下水道事業会計決算認定について
- 日程第13 議案第84号 令和5年度日南町病院事業会計決算認定について
- 日程第14 議案第86号 日南町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 令和6年請願第1号 健康保険証の廃止をしないよう求める請願書
- 日程第16 令和6年陳情第4号 「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定を求める意見書  
提出の陳情
- 日程第17 議員派遣の件
- 日程第18 委員の派遣について
- 日程第19 委員会の閉会中の継続調査について  
(議会運営委員会の調査)  
(総務教育常任委員会の調査)  
(経済福祉常任委員会の調査)  
(議会広報常任委員会の調査)  
(中心地域及び住宅政策調査特別委員会の調査)  
(行政調査特別委員会の調査)
-

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第68号 日南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第69号 日南町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第3 議案第85号 令和6年度日南町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第4 議案第75号 令和5年度日南町一般会計決算認定について
- 日程第5 議案第76号 令和5年度日南町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第6 議案第77号 令和5年度日南町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第7 議案第78号 令和5年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定について
- 日程第8 議案第79号 令和5年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第9 議案第80号 令和5年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定について
- 日程第10 議案第81号 令和5年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計決算認定について
- 日程第11 議案第82号 令和5年度日南町簡易水道事業会計決算認定について
- 日程第12 議案第83号 令和5年度日南町下水道事業会計決算認定について
- 日程第13 議案第84号 令和5年度日南町病院事業会計決算認定について
- 日程第14 議案第86号 日南町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 令和6年請願第1号 健康保険証の廃止をしないよう求める請願書
- 日程第16 令和6年陳情第4号 「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定を求める意見書提出の陳情
- 日程第17 議員派遣の件
- 日程第18 委員の派遣について
- 日程第19 委員会の閉会中の継続調査について  
（議会運営委員会の調査）  
（総務教育常任委員会の調査）  
（経済福祉常任委員会の調査）  
（議会広報常任委員会の調査）  
（中心地域及び住宅政策調査特別委員会の調査）  
（行政調査特別委員会の調査）

---

## 出席議員（9名）

2番	高橋洋志君	3番	荒木博君
4番	荒金敏江君	5番	岡本健三君
6番	岩崎昭男君	7番	大西保君

8番 櫃田 洋一君  
10番 山本 芳昭君

9番 近藤 仁志君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 長崎 みよ君 書記 ..... 倉光 祐希君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 中村 英明君 副町長 ..... 角井 学君  
教育長 ..... 青戸 晶彦君 総務課長 ..... 實延 太郎君  
まち未来創造課長 ..... 島山 圭介君 地域づくり推進課長 浅田 雅史君  
住民課長 ..... 島山 亮子君 環境エネルギー課長 宇田 聖子君  
福祉保健課長 ..... 出口 真理君 こども若者未来課長 段塚 直哉君  
教育次長 ..... 三上 浩樹君 会計管理者 ..... 高柴 博昭君  
農業委員会事務局長 高橋 裕次君 病院事業管理者 ..... 福家 寿樹君

---

午前9時00分開議

○議長（山本 芳昭君） おはようございます。

ただいまの出席は9名です。定足数に達していますので、令和6年第5回日南町議会議定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレット日程ファイルのとおりです。

タブレット追加報告書フォルダー、例月出納検査ファイルをお開きください。

本町の監査委員から、令和6年9月17日付をもって、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。例月出納検査ファイルのとおり報告します。

---

日程第1 議案第68号

○議長（山本 芳昭君） タブレット議案書ファイル2ページ。

日程第1、議案第68号、日南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第1、議案第68号、日南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 議案第68号、日南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正に反対の立場で討論します。

この条例の一部改正は、マイナンバーの利用範囲の拡大とマイナンバーの利用と情報連携についての規定の見直しによる法改正に伴い、条例で特定個人番号利用事務と利用特定個人情報という2つの用語を新たに定義して、条例の記述を改め、マイナンバーの利用を進めようとするものです。

しかし、条例改正が法律の施行日から4か月近く経過してから行われることから分かるように、この条例改正が行われなくても現在のところ町の事務に特段の支障はありません。また、マイナンバーに関しては、情報を一つの番号にひもづけることで情報漏えいの危険が高くなることや、そもそも個人情報保護、プライバシー権の侵害の観点からマイナンバーの仕組みが適切かどうか議論があるところです。

このように、問題の多いマイナンバーの利用範囲を安易に広げ、使いやすくすることには慎重にならなければなりません。したがって、マイナンバーの利用を進めるこの条例の一部改正に反対いたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） このたびの条例の改正につきましては、国の法律が改正されることに伴いましたの町条例の改正でございます。この手続を踏まないと、事務処理等がスムーズに行われなかったということになります。町の条例の改正が4か月ほど遅れたというお話でありますけれども、このままにしといてもいいではないかということでございますけれども、法及び条例の在り方というものはそういうものではありません。しっかりとそここのところは、国の法律に合わせた形で町条例を改正していくということが自治体には求められると思います。よって、私は賛成といたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第68号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立6名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 議案第69号

○議長（山本 芳昭君） タブレット議案書ファイル4ページ。

日程第2、議案第69号、日南町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第2、議案第69号、日南町国民健康保険条例の一部改正についての討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 議案第69号、日南町国民健康保険条例の一部改正に反対の立場で討論いたします。

この条例の一部改正は、従来使われている紙の健康保険証の廃止に伴うものです。しかし、紙の保険証に替わって導入が進められているマイナンバーカード保険証は、マイナンバーカードにひもづけられた多くの個人情報が入りこむ危険があり、読み取り機へカードを読み取れなかったり、顔認証、パスワード認証ができないときには、資格情報のお知らせという書面を持参しなければならないなど、非常に使いづらいのが現状です。実際マイナンバーカード保険証の読み取りに失敗したことで、病院の受診を翌日に延ばし、その間に病状が悪化して死亡に至るといった痛ましい事案も報道されています。介護施設などに入所している方のマイナンバーカードを誰が保管し、管理するのかという問題もあります。個人情報の塊であるマイナンバーカードを施設の職員の方が扱うことは、責任が重過ぎるという意見が出ております。

このように大変多くの問題を抱えたマイナンバーカード保険証の利用率は、全国で11%程度、日南町でも国保で2割、後期高齢者で1割程度にとどまっております。健康保険証をなくして使い勝手が悪く、利用率も低いマイナンバーカード保険証を使わせようとするのは、全く利用者の立場に立っていない施策であり、健康保険証の廃止は撤回すべきと考えます。したがって、保険証の廃止を前提とするこの条例の一部改正に反対いたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） この議案につきましても、先ほど申し上げたとおりでございます。国の法律の改正に伴いましての町条例の改正ということになっております。当然のことですので、私はこの議案に賛成でございます。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第69号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立6名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第85号

○議長（山本 芳昭君） タブレット追加議案書ファイル2ページから。

日程第3、議案第85号、令和6年度日南町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第85号、令和6年度日南町一般会計補正予算（第5号）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ999万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億4,834万9,000円とする内容でございます。

今回の主な内容でございますが、衆議院の解散総選挙が早ければ10月の27日に行われることも公算があるというところから、ポスターの掲示場の準備など選挙事務に素早く対応するための事務費用等のほうを計上させていただくものでございます。また、その他の事業として、石見東太陽光発電所のパワーコンディショナーの緊急修繕費用などについて御提案をさせていただいてる内容でございます。

主な補正ですが、歳入ですが、県の支出金として895万円、衆議院の選挙のほうの委託金でございます。また、繰入金として104万5,000円ということで、財政調整基金からの繰入金でございます。

歳出のほうですが、衆議院議員の選挙執行事務ということで895万円、衆議院の選挙並びに最高裁の裁判官の国民審査に係ります選挙の事務費を増額するものでございます。衛生費で、新エネルギー推進事業として104万5,000円です。先ほど申し上げましたが、石見東太陽光発電所のパワーコンディショナーの故障に伴います修繕費を増額する内容でございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

タブレット15ページからの補正予算説明附属資料に沿って、各課ごとに質疑を許します。

初めに、16ページ上段、総務課について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、16ページ下段、環境エネルギー課について質疑を許します。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 太陽光発電につきましては、パワーコンディショナーが複数台設置されとると思います。でもって、以前にもこのパワーコンディショナーが故障した事案があったかと思えます。そのときの修繕料、これはどの程度であったか、今回の額と比べてどうだろうかということ伺います。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） ちょっとその内容につきましては、担当の課長のほうから答弁をさせます。

○議長（山本 芳昭君） 宇田環境エネルギー課長。

○環境エネルギー課長（宇田 聖子君） 令和5年度に更新をしました際には、約126万円で修繕工事をしております。

○議長（山本 芳昭君） 次に、補正予算説明附属資料に該当のページはありませんが、議会事務局について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第3、議案第85号、令和6年度日南町一般会計補正予算（第5号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第85号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第75号 から 日程第13 議案第84号

○議長（山本 芳昭君） タブレット議会報告・発議フォルダー、決算審査特別委員会審

査報告書ファイルをお開きください。

日程第 4、議案第 7 5 号、令和 5 年度日南町一般会計決算認定について、日程第 5、議案第 7 6 号、令和 5 年度日南町国民健康保険特別会計決算認定について、日程第 6、議案第 7 7 号、令和 5 年度日南町介護保険特別会計決算認定について、日程第 7、議案第 7 8 号、令和 5 年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定について、日程第 8、議案第 7 9 号、令和 5 年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第 9、議案第 8 0 号、令和 5 年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定について、日程第 1 0、議案第 8 1 号、令和 5 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計決算認定について、日程第 1 1、議案第 8 2 号、令和 5 年度日南町簡易水道事業会計決算認定について、日程第 1 2、議案第 8 3 号、令和 5 年度日南町下水道事業会計決算認定について、日程第 1 3、議案第 8 4 号、令和 5 年度日南町病院事業会計決算認定について、以上、令和 5 年度決算認定の 1 0 議案を一括議題とし、前回の議事を継続します。

各案については、9 月 5 日の本会議において決算審査特別委員会を設置し、審査を付託していますので、委員長から委員会における審査の経過及び結果について報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、大西保議員。

○決算審査特別委員会委員長（大西 保君）

.....

決算審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託となった次の案件は、審査の結果次のとおり決定したので、日南町議会会議規則第 7 7 条の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 2 6 日

日南町議会 決算審査特別委員会  
委員長 大 西 保

日南町議会議長 山 本 芳 昭 様

記

（付託案件）

議案第 7 5 号 令和 5 年度日南町一般会計決算認定について

議案第 7 6 号 令和 5 年度日南町国民健康保険特別会計決算認定について

議案第 7 7 号 令和 5 年度日南町介護保険特別会計決算認定について

議案第 7 8 号 令和 5 年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定について

議案第 7 9 号 令和 5 年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について

議案第 8 0 号 令和 5 年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定について

議案第 8 1 号 令和 5 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計決算

## 認定について

議案第 8 2 号 令和 5 年度日南町簡易水道事業会計決算認定について

議案第 8 3 号 令和 5 年度日南町下水道事業会計決算認定について

議案第 8 4 号 令和 5 年度日南町病院事業会計決算認定について

(審査の経過及び結果)

本委員会は、令和 6 年 9 月 5 日、6 日、9 日、10 日、11 日、13 日、18 日に委員会を開催し、付託された各議案の会計決算について慎重に審査を行った。

その結果、令和 5 年度各会計決算は、議案第 7 5 号、7 6 号、7 7 号、7 8 号、7 9 号は賛成多数で、議案第 8 0 号、8 1 号、8 2 号、8 3 号、8 4 号は全員一致で、次に述べる審査意見を付して認定すべきと決定した。

(審査意見)

### 1. 全般

- ①決算関係資料は単なる収支の記録や財政状況の報告にとどまらず、「オーガニックビレッジ推進プロジェクト」や「新病院基本構想の策定」など町長が施政方針等で表明した重要事項や政策の成果も記載されたい。
- ②当初予算付属資料の記載方法を費用項目記載に改めるとともに事業名を予算と決算で統一し、比較審査の適正化を図られたい。また、誤記が多く散見される。作成部署でのチェック体制を再点検し改善されたい。

### 2. 総務課

#### 【文書管理事務】

文書キャビネットと文書フォルダによる紙ベースでの文書管理が行われていたが、職員の机上の状況を見る限り適切な運用がなされているとは言い難い。令和 5 年度に『文書管理・電子決裁システム』が導入され、従来の紙ベースと電子化された文書が混在することとなり、更に文書管理が煩雑になるのではと懸念される。

定期的な研修やガイドラインの更新を行い、システムの効果的な活用と一貫した文書管理を促進されたい。

### 3. 住民課、まち未来創造課

#### 【戸籍住民基本台帳一般事務】 【広報公聴事業】

日南町に移住をされた方は、新しい地での生活に不安を感じる方もおられる。

福祉サービス、防災・安全情報、ごみの出し方やリサイクル、地域イベントやコミュニティ、子育て支援の情報などをまとめたパンフレットやガイドブックの作成を検討されたい。また、『町政のしおり』もお渡しし、町の補助事業に関する案内も行われたい。

### 4. 地域づくり推進課

#### 【公共交通確保総合対策事業】

日南町の公共交通を考えるにあたり、重要な位置をしめる交通空白地有償運送及び福祉有償運送事業者は公共交通確保対策協議会の構成員に含まれておらず、また有償運送

運営協議会は令和5年度開催されていない。交通空白地有償運送及び福祉有償運送事業者の意見を公共交通の施策へ反映させる場を設けられたい。

#### 5. 農林課

##### 【にちなんブランド化促進事業】

条例に基づいた使用料の運用管理と「CO<sub>2</sub>排出ゼロの道の駅」の1品1円寄付に対して、今後どのような対応をしていくのか検討されたい。

#### 6. 教育委員会

##### 【日野郡ふるさと教育推進事業】

公設塾が日南拠点として2年目となり、高校生2名、中学生19名の登録があったが、出席者が秋以降激減していて改善の見込みがない状況である。開設の目的と日野郡3町の連携も含め見直しをされたい。

.....  
以上です。

○議長（山本 芳昭君） これより委員長報告に対する質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は、議案番号順に行います。

議案書ファイル86ページから、日程第4、議案第75号、令和5年度日南町一般会計決算認定についての討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 議案第75号、令和5年度日南町一般会計決算認定の反対の立場で討論いたします。

反対の理由は幾つかありますが、ここでは主な3つについて述べます。

まず、決算全般についてです。会計年度任用職員は、正職員同様、サービスの宣誓を行い、憲法の尊重と擁護、公正な職務の執行などの責任を課されています。また、契約上の任期である1年間を超えて長期間継続して勤務されている方も多くおられます。資料によれば、フルタイムの会計年度任用職員の方のうち、勤続10年以上の方が29%、20年以上の方に限っても12%おられます。恐らく専門的な職務については、正職員と同様か、それ以上の仕事を任されている方も多いのではないのでしょうか。それにもかかわらず、おおむね勤続4年を超えると、会計年度任用職員の号給は職種ごとに決められた上限に達してしまい、正職員の方との間に大きな格差ができます。早急に改善すべきです。

次に、じんかい処理事業についてです。西部広域行政管理組合負担金のうち、ごみ処理施設建設費は、一般廃棄物処理施設整備基本構想に基づき、ごみ処理の広域化を進め

るための費用に充てられています。しかし、何度も指摘していますとおり、この基本構想は大規模なごみの焼却、発電施設の建設を前提としており、熱回収はリサイクルではないとの国の方針や、パリ協定など世界的な潮流にも反する時代遅れのものです。このような実現不可能な構想に建設費だけで数百億円を超えるお金を支出するのはやめ、基本構想の白紙撤回を組合に申し入れるべきです。

3つ目に、外国語教育推進事業です。小・中学校での国際交流は、オンラインでの交流や、ALT、CIR、国内の留学生との交流など、児童生徒全員が無理なく参加できる事業にとどめるべきです。児童生徒1人当たり12万円、就学援助を受けている御家庭でも6万円と、お子さんの家庭に多額の経済的負担を強いる海外派遣事業は、家庭の経済状況などが事業への参加に影響する可能性があり、また、憲法が定める義務教育無償の原則にも反しますので、中止すべきです。

以上で討論を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 一般会計の決算認定をすべきという立場で討論をいたします。

先ほど申されました反対者から発言がありましたが、会計年度任用職員の対応ということではありますが、会計年度任用職員につきましては、昨年、人事院勧告等によりまして給与の引上げということで、町の職員、平均しますと、正職員ですと1.5%の引上げ、それから会計年度任用職員は5.9%でありました。また、今年度から会計年度任用職員の勤勉手当を支給するということになりまして、会計年度任用職員のほうも年間4.5か月分が支給されるということになっております。そのようなところで、会計年度任用職員も処遇がかなり改善されると私は思っております。

また、西部広域行政管理組合の例の一般廃棄物処理施設整備基本構想についてでありますけれども、この構想につきましては、かねがねより関係市町村の総意によりまして作成されたものであります。この場の決算認定の場におきまして、反対すべき事項ではないと私は思っております。

その他申し上げられましたけれども、一般会計予算、ほぼ適正に執行されておったということでもありますし、若干問題があった事柄につきましては、審査意見として付しておるということでもあります。よって、一般会計のほうは認定すべきということで、私の討論を終わります。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第75号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立6名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第5、議案第76号、令和5年度日南町国民健康保険特別会計決算認定についての討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 議案第76号、令和5年度日南町国民健康保険特別会計決算認定に反対の立場で討論いたします。

令和4年度からの国の方針で、国保税のうち、未就学児の均等割が半額免除されています。しかし、それ以外の子供については、依然として均等割を親御さんが支払わなければなりません。ほぼ収入のない、所得のない子供たちから税だけは取り立てる非常に不合理なやり方であり、親御さんにとっては、子供をもうけることへの障害にもなりかねません。日南町の場合、18歳以下の子供さんの均等割を全額免除することによる町の負担増は年間総額100万円前後であり、費用に対して大変効果が大きい子育て施策です。令和6年度から町は各種の給付金などを充実し、さらに子育てしやすいまちを目指した取組を実施しています。国保税の子供の均等割全額免除も、ぜひ実施すべきです。

以上で討論を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

2番、高橋洋志議員。

○議員（2番 高橋 洋志君） 私は、この国民健康保険特別会計に賛成の立場で発言させていただきたいと思います。

先ほど子供さんの件で減免されたらということもございましたが、これも令和2年度にどうも質問されておるようで、本町においては、国民健康保険事業について、運営協議会に委託されて、慎重に審議されて今日に至っておると思います。国、県等の規定にも準じながら検討されていると思いますので、この現状の決算認定は賛成するものであります。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第76号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立6名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第6、議案第77号、令和5年度日南町介護保険特別会計決算認定についての討

論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 介護保険では、いろんなところで人手不足で十分なサービスができないという記載があります。ほかの産業に比べて介護職の給与が大幅に低い、7万円程度低いということも言われております。それが人手不足の一つの大きな要因だと思っています。それは、介護報酬が十分に上げられていないというのも大きな原因の一つではありますけれども、日南町独自で保健福祉事業を展開して、職員の処遇を上げるなどして人材確保というのをしていく必要があると思います。その財源として介護給付準備基金の活用ということも考えていくべきだと思いますので、私はこれに反対したいと思います。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

3番、荒木博議員。

○議員（3番 荒木 博君） 私は、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

令和5年度の介護保険事業特別会計は、新型コロナウイルス感染症が5月より5類感染症となり、コロナ以前と同様な介護予防や介護サービス、認知症対策等に取り組むことができたと思っています。また、デイサービスや百歳体操などにより、健康管理や認知症の予防に一定の効果が上がっていると思っています。よって、決算認定に賛成をいたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第77号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立6名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第7、議案第78号、令和5年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定についての討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 私は、反対の立場で討論します。

日南福祉会は、経営努力をしっかりとされていますけれども、人材不足や物価高騰による運営への影響が懸念されています。しかし、日南福祉会に対する使用料について、減額はしておりますけれども、やはりそれを求めていくというのは、そういうふうな形をせずに日南福祉会の運営に十分使ってもらうようにすべきだと思いますので、反対し

ます。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） 私は、委員長報告に賛成の立場で質疑をさせていただきます。

先ほど同僚議員がおっしゃいましたけど、福祉会のほうも事業執行努力をやっておられるということは大変顕著であります。また、この決算書の内容を見ましても、福利厚生も大変充実してきておりますし、人材のほうに至っても、職員が5名ほど前年度よりも増えている状況であるようであります。そういった中において、日南町でも、中山間地域介護サービス確保対策事業補助金として538万円の拠出をして応援している状態です。今のような状況で、執行部とのまたそういった経営内容について話し合う場を持つということは大変よろしいことと思いますので、この件については本決算に賛成したいと思います。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第78号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立6名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第8、議案第79号、令和5年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定についての討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 議案第79号、令和5年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定に反対の立場で討論いたします。

後期高齢者を別枠で囲い込む後期高齢者医療保険制度は、当然のことながらリスク分散がしづらく、安定して制度運用が望めません。これまで県の広域連合は、基金の取崩しなどで毎年億単位の繰入れを行っていますが、それでも令和6年度から保険料の均等割額、所得割率、賦課限度額のいずれも上がっています。これまで基金などを利用して保険料を抑えていたものが、もはや限界となっています。令和4年10月からは、一部の方の窓口負担が1割から2割へと引き上げられるなど、この保険制度の破綻はもはや隠しようもありません。世界でも類を見ない年齢で加入者を区切る差別的な制度には見切りをつけ、元の老人保健制度に戻すとともに、国庫負担を抜本的に増額し、高齢者と国民の負担を軽減すべきです。町は、そのような制度改正を国へ申し入れるべきです。

以上で討論を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

8番、櫃田洋一議員。

○議員（8番 櫃田 洋一君） 私は、委員長報告に賛成の立場で討論させていただきます。

国民皆保険制度の維持をしていくため、医療の安全とサービスの質を落とさないために必要であります。さらに、高齢化率が50%を超えるこの日南町において、適切に運営されていると考えます。以上で、認定すべきという立場で意見を述べました。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第79号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立6名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第9、議案第80号、令和5年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第80号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第10、議案第81号、令和5年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計決算認定についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第81号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第11、議案第82号、令和5年度日南町簡易水道事業会計決算認定についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第 8 2 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第 1 2、議案第 8 3 号、令和 5 年度日南町下水道事業会計決算認定についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第 8 3 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第 1 3、議案第 8 4 号、令和 5 年度日南町病院事業会計決算認定についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第 8 4 号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

---

#### 日程第 1 4 議案第 8 6 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット人事案件フォルダーをお開きください。

日程第 1 4、議案第 8 6 号、日南町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第 8 6 号、日南町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

日南町教育委員会委員の西村彰滋は、令和 6 年 8 月 3 1 日に辞任したため、その後任として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2

項の規定によりまして、本議会の同意を求めるものでございます。

新しい方ですが、お名前が三森厚子さんでございます。元教員でございまして、町内での小学校の教諭として御勤務いただいております。現在の合併しております日南小学校のときには、平成21年でございますが、小学校の教頭先生として御勤務いただきながら、平成の26年に御退職をされておられます。日南町としては、現在、令和4年12月から民生児童委員ということで就任をしていただいて、現在に至ります。

なお、任期のほうでございますが、令和8年5月13日までということで、前任者の任期満了まででございます。御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第14、議案第86号、日南町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第86号は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立8名です。起立全員です。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

日程第15 令和6年請願第1号 及び 日程第16 令和6年陳情第4号

○議長（山本 芳昭君） タブレット議会報告・発議フォルダー、請願・陳情審査報告書ファイルをお開きください。

日程第15、令和6年請願第1号、健康保険証の廃止をしないよう求める請願書、日程第16、令和6年陳情第4号、「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定を求める意見書提出の陳情を議題とします。

各請願・陳情は、さきに総務教育常任委員会に審査を付託していますので、委員長に委員会における審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、大西保議員。

○総務教育常任委員会委員長（大西 保君）

.....  
請願審査報告書

令和6年9月26日

日南町議会議長 山 本 芳 昭 様

日南町議会 総務教育常任委員会  
委員長 大 西 保

先に、本委員会に付託された令和6年請願第1号「健康保険証の廃止をしないよう求める請願書」につき、審査の結果を報告する。

審査の経過及び結果

本委員会は、令和6年9月12日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により、賛成少数をもって不採択と決定した。

理 由

国全体としてデジタル化が進められるなか、データに基づいたより良い医療が受けられ、医療現場で働く人の負担が軽減されるなどのメリットがあり、マイナンバーカードを健康保険証として利用するべきと考える。

陳情審査報告書

令和6年9月26日

日南町議会議長 山 本 芳 昭 様

日南町議会 総務教育常任委員会  
委員長 大 西 保

先に、本委員会に付託された令和6年陳情第4号「『治安維持法犠牲者国家賠償法』の制定を求める意見書提出の陳情」につき、審査の結果を報告する。

審査の経過及び結果

本委員会は、令和6年9月12日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により、賛成少数をもって不採択と決定した。

理 由

国に損害賠償を求める裁判において、日本国憲法施行以前の違法な公権力の行使について損害賠償責任のないことが最高裁の判例上確定しているため、意見書の提出は必要ないと考える。

以上です。

○議長（山本 芳昭君） これより委員長報告に対する質疑を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 今行われた請願と陳情に対する委員長報告、その理由、どちらについてもなんですけれども、少数意見を私、委員会で申し上げたんですけれども、それが取り上げられておりません。それで、その結果、これも委員会で申し上げたんですけれども、陳情のほうについては、不採択と決定した理由が事実誤認の理由が書かれているという結果になってしまっておりまして、大変不本意でございます。少数意

見の記述を以前は一部していただいたこともありますので、それをぜひしていただきたいのですが、委員長、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 7番、大西保議員。

○総務教育常任委員会委員長（大西 保君） 先ほどの件がありましたけど、過去に私が少数意見ということで入れたことはございます。しかしながら、そのときは私も、委員長の立場としては少数意見も大事ということで入れた経緯はありますが、いろんなことがこれはありまして、反対、賛成の両方の意見をこの理由に書くと大変なボリュームになりますし、いろんな難しい問題が出てきます。それがために、最近では、委員会のこの理由につきましては委員長一任ということを取り付けております。そのときに、入れてくれとか何かあればいいですけど、最終的には委員長一任ということで取り付けておりますので、委員長一任ということで、私のほうでこの理由を作りました。以上であります。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 委員長一任は一任なんですけれども、一任した結果がよろしくないということで、今申し上げております。それは、一任したから全て何があっても文句は言いませんという意味ではなく、一任した結果が少数意見が捉えられておらないという意見が出ておまして、特に今回このように質問させていただいてるのは、先ほどの繰り返しになりますが、陳情審査の理由が事実を誤った記述になっとなりますので、これは深刻な問題ですので、こういうことのないように、今後きちんと少数意見も取り入れた事実に基づいた正確な理由を記述していただくよう求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） ただいまの発言は、討論のほうで該当するというふうに私は理解をしますので、質疑については以上をもちまして終結をいたします。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は、議案ごとに行います。

日程第15、令和6年請願第1号、健康保険証の廃止をしないよう求める請願書の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 本請願に対する委員長報告は、不採択です。

まず、原案である請願第1号に対する賛成者からの発言を許します。

4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 健康保険証の廃止をしないよう求める請願書についての賛成の立場で発言します。

現行の健康保険証を今年12月2日に廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案、改定案が成立しました。12月2日以降、新しく健康保険証の発行はせず、マイナ保険証に一本化されますが、国民の理解は進んでいません。8月に全国18地方新聞アンケ

ートが行われ、1万2,007人が回答しました。現行の健康保険証を残し、マイナ保険証をやめてほしいとの回答が4割、現行の健康保険証を残し、選択制にするが4割で、保険証の存続を求める回答が合計8割、マイナ保険証一本化を支持した人は2割という結果でした。自民党からも、廃止期限の見直し論に賛成との意見も出ています。民意を反映しているものだと思います。

開業医の6割が加入している全国保険医団体連合会が今年9月19日発表した調査、37都道府県の1万242医療機関が回答していますが、今年5月以降、全国の7割の医療機関でマイナ保険証に関わるトラブルが発生しています。昨年12月に公表した調査より10%増加しています。マイナンバーカードの有効期限切れによるトラブルも20%ありました。この調査について河野デジタル大臣は記者会見で、利用が増えればトラブルが増えるのは当然と開き直っています。民間企業なら、利用が増えるほどトラブルが増える商品は回収するしかありません。このような状態でマイナ保険証を強引に進めれば、トラブルがますます増えることになります。保団連の調査では、情報が読み取れず、10割負担になると言われて、受診を断って帰ってしまった例も報告されています。医療を受ける権利を奪いかねないマイナ保険証強要をやめ、12月2日の保険証の廃止は中止すべきです。

日南町でのマイナ保険証利用率は、国民健康保険で19%、後期高齢者医療保険で9.4%にすぎません。9月12日には、子育て世帯を対象に愛知県保険医協会が行ったアンケート結果が公表されました。子供のマイナカードを取得していないとの回答は67.1%、理由を複数回答で尋ねると、制度が信用できないが86.3%で最多でした。マイナ保険証を取得している人も含め、子供の受診時に持参する保険証を尋ねると、現行の保険証が97.3%でした。そもそも健康保険証を廃止して、マイナンバーカードの取得を事実上強制することは、申請に基づき個人番号カードを発行、交付する、つまりマイナンバーカードの申請は任意と定めた法や憲法に反しています。

現行の保険証は期限前に新しい保険証が届きますが、マイナ保険証は5年ごとに役場に行き、自分で更新手続きをしなければいけません。保険証以外の多くの個人情報が入っているマイナンバーカードの申請、管理、利用に困難を抱える人たちが、公的医療保険から遠ざけられる危険があります。マイナ保険証を持っていない人には資格証明書が発行され、12月以降も資格証明書で受診はできます。当面は申請しなくても期限切れ前に資格証明書が発行されますが、法律上は申請が必要なので、申請を忘れると保険が使えなくなります。マイナ保険証を使うには、顔認証かパスワード入力が必要です。介護施設等では、マイナンバーカードの保管、パスワードの管理など多くの負担が生じます。マイナ保険証に他人の医療情報が誤ってひもづけされた事例も相次いで明らかにされています。また、カードリーダーがうまく作動せず、全額自己負担をせざるを得なかった事例もあります。

対策として、マイナ保険証を持っている人全てに、発行される紙の資格情報のお知ら

せをカードとともに持参するように国は勧めています。現行の保険証を残せば保険証だけを持っていけばよいということです。保険者も、マイナ保険証を持っていない人を日常的に把握し、持っていない人には資格確認書を、持っている人には資格情報のお知らせを発送していかねばならず、負担が増大します。日本の公的医療保険制度は、資格情報が記載された健康保険証が交付されることで、医療機関でスムーズな資格確認ができ、全ての国民に必要な医療を保障してきました。発行、交付する責任が国、保険者にある健康保険証を残すことが国民皆保険制度の大前提だと思います。

今年7月10日時点で、177の地方議会が健康保険証の存続を求める等の意見書を採択しています。私は、ぜひこの健康保険証の廃止をしないよう求める請願書を採択すべきだと思います。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 次に、請願原案に対する反対者からの発言を許します。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 私は、この請願を不採択すべきという立場で発言をいたします。先ほど採択をすべきという議員から、非常に多くの事項を上げて廃止をしないようということで討論がありましたが、私は大きく3点につきまして発言させていただきます。

まずは、デジタル化の推進という観点からであります。健康保険証をマイナンバーカードに一元化することによりまして、医療情報の管理が効率化されまして、患者の診療履歴や投薬情報などがスムーズに共有され、医療の質が向上すると期待されております。

2つ目には、不正利用や情報漏えいのリスクの低減という観点であります。現在の健康保険証は、盗難や紛失時に不正利用されますリスクがあります。マイナンバーカードには、ICチップを搭載しておりますので、健康保険証の不正利用を防止することができるのではないかと考えます。紙の健康保険証と比較しても、不正利用や情報漏えいのリスクは低減されると考えます。

そして3つ目には、健康保険証をマイナ保険証に一元化することによりまして、紙の健康保険証を発行、管理するコストが削減されまして、行政の運営効率化が図られると考えます。反対意見の多くは、一時的な問題や移行期間に係る懸念に基づいておりますけれども、政府のサポート体制や技術的な進展によりましてこれらの懸念は解消されることが考えます。健康保険証の廃止は、長期的な医療の質の向上や行政の効率化、国全体のデジタル化を推進するための必要なステップと考えております。

以上の理由によりまして、請願第1号は不採択すべきという意見で討論をいたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

令和6年請願第1号の委員長報告は、不採択です。よって、採決は請願の原案について行います。

本請願を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立2名です。起立少数です。よって、本請願は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第16、令和6年陳情第4号、「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定を求める意見書提出の陳情の討論を許します。

本陳情に対する委員長報告は、不採択です。

まず、原案である陳情第4号に対する賛成者からの発言を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 陳情第4号、「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定を求める意見書提出の陳情を採択すべきとの立場で討論します。

先ほども、また、委員会の審査でも申し上げましたとおり、陳情を不採択とする意見には事実誤認がございます。間違った事実の認識の下に審査を行うことは、議会として恥ずべきことであり、日南町議会の存在意義を問われる深刻な問題です。この本会議場で正確な事実に基づき、改めて、この陳情が求める意見書提出の必要性を御理解いただけるよう同僚議員には強く求めるものです。

まず、正しい事実を述べます。問題となっていますのは、雑誌編集者や編集部員が1942年に治安維持法違反で検挙され、有罪とされたいわゆる横浜事件あるいは泊事件と呼ばれる事件、これは戦時下最大の言論弾圧と言われる事件です。この事件の被害者らは、戦後、再審請求を再三行い、その請求が認められ、改めて裁判が行われました。その結果、2009年3月の最高裁判決で、治安維持法が廃止されたため無罪判決は下せないとの理由によって免訴という判断が下されました。そしてその判決は、同時に、戦前の特高警察を含む司法の誤りを実質的に認め、無罪判決により名誉回復を図ろうとしている被害者らの心情は理解できるとして、刑事補償を受けられる可能性が高いこと、そしてその刑事補償の手続の中で名誉回復が図られることを強く示唆していました。つまり最高裁は、国に損害賠償の責任があるとの判断を示したのです。

その後、被害者の遺族が刑事補償を求める訴えを起し、2010年2月に横浜地裁は、計、約4,700万円の刑事補償を認める決定を下しました。その判決は、再審公判で実体判断が可能だったならば、無罪だったことは明らかだと結論づけています。以上が横浜事件あるいは泊事件と呼ばれる治安維持法の被害者に対する裁判所の判断についての事実関係です。

委員長報告とは、全く正反対の判断が下されたことがお分かりいただけたのではないのでしょうか。このように、治安維持法の被害者5人に対しての損害賠償は、戦後60年余りを経てようやく実現しました。しかし、陳情書にあるとおり、治安維持法による不

当な逮捕、拘禁、拷問、虐殺、獄死などの被害者は、作家、小林多喜二をはじめ、学者、宗教者、文化人など10万人を超えます。戦後79年を経ても国家が犯した重大な犯罪の責任が問われることなく、放置されたままになっています。日南町議会として、このゆゆしき事態を解消するよう国へ意見書を提出すべきです。

以上で討論を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 次に、陳情原案に対する反対者からの発言を許します。

3番、荒木博議員。

○議員（3番 荒木 博君） 私は、この治安維持法犠牲者国家賠償法の制定を求める陳情について、委員長意見に賛成の立場で討論いたします。

治安維持法は、大正14年に当時の国際状況に合わせて適法に制定されたものであり、同法違反の罪に係る刑法の執行においても、司法による、裁判所によって下されたものであります。違法であるとは言えません。戦後、治安維持法が廃止となり、有罪とされ、起訴された方は大赦となり、免訴になっています。そのため、私は意見書の提出には反対をいたします。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

令和6年陳情第4号の委員長報告は、不採択です。よって、採決は陳情の原案について行います。

本陳情を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立2名です。起立少数です。よって、本陳情は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

---

#### 日程第17 議員派遣の件

○議長（山本 芳昭君） 日程第17、議員派遣の件を議題とします。

今後予定されています議員派遣の件については、タブレット議会報告・発議フォルダ一、議員派遣の件、今後の予定のファイルをお開きください。

お諮りします。議員派遣について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、議員派遣の件、今後の予定ファイルのとおり決定しました。

---

#### 日程第18 委員の派遣について

○議長（山本 芳昭君） 日程第18、委員の派遣についてを議題とします。

今後予定されています委員の派遣については、タブレット議会報告・発議フォルダー、委員の派遣についてファイルをお開きください。

お諮りします。委員の派遣について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、委員の派遣については、委員の派遣についてファイルのとおり決定しました。

---

#### 日程第 19 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山本 芳昭君） 閉会中の継続調査ファイルをお開きください。

日程第 19、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

委員会の閉会中の継続調査については、申出書記載のとおり、議会運営委員会、総務教育常任委員会、経済福祉常任委員会、議会広報常任委員会、中心地域及び住宅政策調査特別委員会、行政調査特別委員会、以上、それぞれの委員長から次期定例会が招集されるまでの間、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

---

○議長（山本 芳昭君） ここで町長から発言が求められていますので、これを許します。中村町長。

○町長（中村 英明君） 令和 6 年 9 月定例議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきますというふうに思っております。

9 月 3 日の開会から本日までということで、本当に長い間の 9 月の定例議会でありました。お世話になりました。

今年の夏ですけれども、既に御案内のとおり、昨年に続きまして猛暑というところの夏でありまして、9 月に入ってから猛暑日のほうが全国的に続いて、本当に暑い夏だったというふうに思ってます。それが先日までの天候でしたけれども、やっと秋らしい気候になったかなというふうに感じておるところでもありますし、また、本町の稲刈りをされてる農家の皆さんも、順調に進んでるのではないかなというふうに感じておるところでございます。

一方では、能登半島の豪雨についてでございますが、御案内のように、地震によります地盤や川の護岸の脆弱になった地域に今回の豪雨で複合的な災害をもたらしました。河川の氾濫や土砂崩れが各地で発生し、死者や行方不明者が出ております。集落の孤立の状態でありますとか、断水、床上浸水なども出ておまして、今回は、前線や低気圧

の影響によりまして22日午前中までの大雨が続きまして、24時間の雨量ですけれども、輪島市で400ミリ、珠洲市で300ミリを超えるということで、観測史上1位の雨量を大幅に上回った内容でありました。お亡くなられました方、あるいは被害を受けた皆様に御冥福とお見舞いを申し上げたいというふうに思っております。

行政側は早めの避難を呼びかけたが、住民側に再び災害は生じないだろうと思込む意識のほう働いて、逃げ遅れたケースがあった可能性があるという記事のほうにもありました。記録的な大雨による被害はまれな現象ではなく、日常になりつつあると感じております。住民側も、自発的に早めの避難を心がける意識を高める必要があるというふうに思っております。昨年は、記憶にありますけれども、鳥取県の中・東部のほうでも500ミリを超える大雨を私たちは経験しております。そういった経験を生かす行動にこれからも努めていきたいというふうに思っております。

こうした背景からであります。本日から能登半島の皆さんへの義援金というところを募るように募金箱のほうを設置しましたので、皆さん方の温かい御寄附のほうをお願いを申し上げたいというふうに思っております。

次に、政局についてでございますが、立憲民主党の新代表に野田佳彦氏が選出されました。元首相でもあります。また、公明党のほうも新しい代表のほうが決まった状況であります。そして野田氏のほうですけれども、記者会見のほうで、本気で政権を取りに行く覚悟だ、みんなの力を合わせて打倒自民に向かいたいとのコメントもありました。

御案内のように、明日27日には自民党の総裁選の投開票日で新たな総裁が決まることとなっております。新総裁の意向によるものではありますけれども、解散、総選挙というシナリオのほうも想定されとります。国民の多くが選択できますのは総選挙であります。総裁選の経過でありますとか、10月1日予定の臨時国会での所信表明あるいは討論を見詰めながらの判断となりそうであります。個々によつての判断項目あるいは基準となる考え方は異なりますけれども、まずは自分たちの未来、国の未来のために投票をしていただければと思います。

最後になりますけれども、10月20日予定のねりんピックでございますけれども、本当に間近になりました。町民挙げてこの大会を盛り上げていきたいというふうに思っておりますので、御理解と御協力をお願いをしたいというふうに思っています。

また、先ほどの決算審査意見書につきましては、内部でしっかりと精査し、次につなげてまいりたいというふうに思っております。

最後になりますけれども、改めてですが、長期間にわたる9月の定例議会、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

以上で閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

---

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。今期定例会に付議された案件は、以上をもって全て議了しました。

これをもって会議を閉じ、今期定例会を閉会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、令和6年第5回日南町議会定例会の会議を閉じ、閉会とします。

午前10時26分閉会

---

#### 議長挨拶

○議長（山本 芳昭君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日をもちまして9月定例会を閉会することになりました。今期定例会では、令和6年度補正予算や条例の一部改正、さらには、令和5年度決算審査など、多岐にわたる重要な案件を慎重に審議し、建設的な議論を重ねることができました。議員各位の御尽力、そして執行部の皆様の御協力に深く感謝申し上げます。

定例会初日の挨拶では厳しい暑さについて触れましたが、ここ数日で朝晩の涼しさを感じられるようになり、秋の気配が訪れております。

しかしながら、石川県では、9月21日からの豪雨により甚大な被害が発生し、貴い命が奪われました。1月に大地震があったばかりで、それに続く豪雨災害となってしまいました。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

突然襲ってきた自然の猛威により多くの方々が家を失い、生活を奪われたことと思います。また、地震で被災した地域で豪雨に見舞われ、復旧への道のがさらに困難になった状況に言葉もありません。被災地の映像を見るたびに胸が張り裂けそうになります。早期の復旧と、被災された皆様が元の生活を取り戻せる日が一日も早く来ることを心から願います。

さて、執行部におかれましては、今回の決算審査で明らかになった課題を真摯に受け止め、今後の予算編成においてさらなる効率化と透明性の向上に努めていただくとともに、町民の皆様に対して分かりやすく説明し、信頼関係を一層強固なものにしていただきたいと存じます。

結びに、今期定例会における議員各位と執行部の皆様の御尽力に対して、改めて感謝を申し上げます。そしてこれからも町民福祉の向上に向けて一丸となって取り組んでいくことを切に願い、閉会の御挨拶とさせていただきます。長期間お疲れさまでした。御協力ありがとうございました。

---